平成30年度（下半期）における

専用使用施設の優先受付について

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所

|  |
| --- |
| **平成30年度（下半期）における専用使用施設の優先受付** |

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所（以下「公園事務所」という。）は、大阪府日本万国博覧会記念公園（以下「万博公園」という。）のにぎわいづくりによる府民サービスの向上を図るため、お祭り広場・上の広場・下の広場・東の広場全域（以下「専用使用施設」という。）において、平成30年度下半期の優先申込を下記のとおり受付します。

１．使用対象となる期間等

（1）使用対象期間

**平成30年10月１日（月）から平成31年３月31日（日）まで**

※使用日によっては車両進入方法などの調整を行う場合があります。

※使用期間は、本番・設営・撤去を含みます。

※お祭り広場については、工事に伴い、広場の一部（広場南側）を規制する可能性があります。

※使用期間中に芝生等メンテナンスのために施設内に立ち入る場合があります。

※前使用者がある場合は、前使用者の使用期間終了の翌日に芝生等メンテナンスのための日を設けさせていただく場合があります。

◆以下の期間は使用対象期間から除外します。

・10月15日（月）～10月23日（火） ［お祭り広場・上の広場・下の広場］

・10月24日（水）～10月30日（火） ［専用使用施設全て］

・10月31日（水）～11月６日（火） ［お祭り広場・上の広場・下の広場］

・11月24日（土）～11月25日（日） ［東の広場］

・11月30日（金）～12月１日（土） ［東の広場］

・12月８日（土）～12月９日（日） ［東の広場］

・12月22日（土）～12月23日（日） ［上の広場・東の広場］

・１月20日（日）、２月３日（日）、２月９日（土） ［東の広場］

（2）使用時間

イベント等の開催時間は、万博公園自然文化園の開園時間である午前９時30分から午後５時までの任意時間帯とします。ただし、公園事務所が認める場合はこの限りではありません。

※イベントの設営・撤去に伴う車両進入については、原則、自然文化園の開園時間外とします。

（3）使用施設の概要

専用使用施設（お祭り広場・上の広場・下の広場・東の広場全域）

※複数の広場の使用も可とします。

①お祭り広場

【面積】12,100㎡　　【路面状態】透水性カラー舗装

【付帯施設】

（a）本部、楽屋、控え等に利用可能な部屋３室（A室45㎡・B室20㎡・C室30㎡、すべて冷暖房完備、うちA室は厨房設備完備）、会場内放送室（８㎡、冷暖房完備）

（b）電気設備（モニュメント盤AC200V 40kw／AC100V 37kw、広場４か所の分電盤AC200V 120kw／AC100V 74kw）

【使用料金】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　　　　分 | | 全　日 | 半　日 | 超過１時間 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 311,040 | 155,520 | 38,880 |
| その他の日 | 250,560 | 125,280 | 31,320 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 518,400 | 259,200 | 64,800 |
| その他の日 | 414,720 | 207,360 | 51,840 |

※全日は、「午前９時30分から午後５時まで」です。

半日は、「午前９時30分から午後１時まで」または「午後１時から午後５時まで」です。

※超過料金は、全日・半日の時間以外の1時間あたりの使用料金です。本番時間の超過のみ適用します。なお、1時間未満は切上げます。

②上の広場

【面積】7,700㎡　　【路面状態】天然芝生

【使用料金】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　　　　分 | | 全　日 | 半　日 | 超過１時間 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 99,360 | 49,680 | 12,420 |
| その他の日 | 74,800 | 37,400 | 9,350 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 166,240 | 83,120 | 20,780 |
| その他の日 | 133,040 | 66,520 | 16,630 |

※全日は、「午前９時30分から午後５時まで」です。

半日は、「午前９時30分から午後１時まで」または「午後１時から午後５時まで」です。

※超過料金は、全日・半日の時間以外の1時間あたりの使用料金です。本番時間の超過のみ適用します。なお、1時間未満は切上げます。

③下の広場

【面積】8,000㎡　　【路面状態】天然芝生

【使用料金】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　　　　分 | | 全　日 | 半　日 | 超過１時間 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 103,680 | 51,840 | 12,960 |
| その他の日 | 77,760 | 38,880 | 9,720 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 172,800 | 86,400 | 21,600 |
| その他の日 | 138,240 | 69,120 | 17,280 |

※全日は、「午前９時30分から午後５時まで」です。

半日は、「午前９時30分から午後１時まで」または「午後１時から午後５時まで」です。

※超過料金は、全日・半日の時間以外の1時間あたりの使用料金です。本番時間の超過のみ適用します。なお、1時間未満は切上げます。

④東の広場全域

【面積】37,200㎡　　【路面状態】天然芝生

【使用料金】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　　　　分 | | 全　日 | 半　日 | 超過１時間 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 481,840 | 240,920 | 60,230 |
| その他の日 | 361,360 | 180,680 | 45,170 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 803,360 | 401,680 | 100,420 |
| その他の日 | 642,640 | 321,320 | 80,330 |

※全日は、「午前９時30分から午後５時まで」です。

半日は、「午前９時30分から午後１時まで」または「午後１時から午後５時まで」です。

※超過料金は、全日・半日の時間以外の1時間あたりの使用料金です。本番時間の超過のみ適用します。なお、1時間未満は切上げます。

２．使用申込みの条件

次の条件を全て満たしていることが必要です。

（1）イベント等実施期間中、集客数２万人を超える日が１日以上あること

（2）開催イベント等の集客効果を高めるため、本番４か月前から広域圏（関西圏を超えるエリア）への情報発信を行うもの

（3）イベント等実施日において、万博公園の十分なアクセス対策（公共交通機関での来園告知等）及び安全対策が講じられていること

（4）緑に包まれた文化公園にふさわしく、万博公園のイメージアップにつながる内容であること

（5）広く府民・国民が参加できる事業であること

（6）野外コンサートでないこと

（7）過去２年間のうち、国内のイベントにおいて１日２万人を超える集客事業を１回以上実施した実績を有していること

（8）次のいずれかに該当する使用でないこと

①暴力団の利益になるもの

②法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

③公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

④人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

⑤政治性のあるもの

⑥宗教性のあるもの

⑦公衆に不快の念又は危害を与えるもの

３．受付期間

平成30年２月16日（金） 受付開始

平成30年３月７日（水） 受付締切

平成30年３月22日（木） 使用者公表

※なお、本優先受付以降の専用使用施設の申込みは、使用予定日の６か月前の月初（初日が休業日であるときは、翌日以降の営業日）から受け付ける。また、月初日の受付終了後の翌日からは、先着順にて随時受付を行う。

４．申込み手続き

（1）提出書類

①優先使用申込書【別紙様式】

②企画書【任意の様式】

※以下項目を企画書に記載してください。

1）イベントの名称・概要・主催等の構成・目的・場所・期間

2）前記「２．使用申込みの条件」の（1）から（8）の条件を全て満たしている根拠（実績・計画等）

3）イベントの広報計画（情報発信エリア等）

（2）提出方法

平成30年３月７日（水）までに必着

（3）提出先

〒565-0826　　大阪府吹田市千里万博公園１－１

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所　営業推進課 営業推進チームあて

５．使用希望日が重複したときの取扱い

使用希望日が重複したときは、次の（1）から（3）までの該当項目が多い提案から優先順位を決定いたします。

（1）集客数の多いもの

（2）広報計画において、広域圏（関西圏を超えるエリア）に情報発信しているもの

（3）過去２年間において万博公園の専用使用施設の使用実績を有し、かつマスメディアが主催するもの

６．使用を許可する際の条件

使用規制等は次のとおりです。

（1）使用目的以外に使用しないこと

（2）使用許可に伴う権利を第三者に譲渡若しくは転貸しないこと

（3）許可された使用時間を厳守すること（準備・整備・清掃等の時間も含む）

（4）常に善良な注意と責任をもって使用すること

（5）暴力行為その他公序良俗に反する行為等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと

（6）許可なく壁柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと

（7）許可なく危険な物品又は動物を持ち込まないこと

（8）許可なく物品を販売し又は展示しないこと

（9）所定の場所以外で火気を使用しないこと

（10）火災、盗難、人身事故等の防止に努めること

（11）施設等を損傷したときは、直ちに公園事務所に届け出ること。また、申込者の責に帰すべき事由のときは、原状回復又は損害賠償をすること

（12）使用時における必要な警備員は、申込者が負担すること

（13）使用した施設の後片付け、清掃、発生したゴミ等は、万博公園内に残さないよう処理すること

（14）仮設工作物を設置するときは公園事務所の許可を受けること

（15）のぼりや横断幕などを設置する場合は、公園事務所の許可を得ること。また、これらのデザインは万博公園の品格・景観等を阻害しないものとすること

７．使用申込みにあたっての留意事項

（1）設営・撤去について

①開園時間帯（午前９時30分から午後５時。及びイベント等により設定した時間帯）は車両進入を禁止とする。やむを得ない事情がある場合は、公園事務所の許可を得たうえで、車両の前に誘導員を配備したうえで進入すること。

なお、専用使用施設（周辺の車両通行区域も含む）をフェンスで囲み、車両と来園者を分離することにより来園者の安全が確保できる場合は、公園事務所の許可を得たうえで、開園時間帯であっても車両進入を許可することができる。

②設営・撤去における万博公園内への車両・スタッフの入退場等は次のとおりとする。

・千里橋ゲート　　午前７時30分から午後６時30分

・迎賓館ゲート　　午前８時から午後10時

※上記時間帯以外を利用する場合は、使用者の負担にて公園事務所の委託警備員（以下「警備員」という。）を配置することにより千里橋ゲート及び迎賓館ゲートの開門延長ができる。なお、警備に要した費用は、公園事務所より使用者あてに請求するものとする。

※お祭り広場、下の広場を使用する場合は、日本庭園前駐車場を経由して３号門を使用することができる。なお、この場合、当該門の開閉用警備員を配置する必要があり、これに掛かる警備員費用は、公園事務所より使用者あてに請求するものとする。

※万博公園内走行は徐行とすること。

③設営・撤去用の資材等搬出入車両の乗入台数・規格の制限はない。ただし、10ｔ以上の車両は千里橋ゲートを通行できないため、迎賓館ゲートを利用すること。

④関係車両の万博公園内留め置き場所

1）お祭り広場

・国立民族学博物館の南側道路（普通車30台程度）

2）上の広場、下の広場、東の広場

・世界の森南側の業務用外周道路（普通車15台程度）

・東の広場東側の業務用外周道路（普通車30台程度）

※搬出入及び留め置き車両の許可証（イベント名・搬出入日・主催者・車両番号・運転者連絡先を記載のうえ、搬出入と留め置きの色を替える）を作成し、リストと一緒に当該使用施設の受付等業務の受託者等に提出し、受領印を得ること。

※万博公園の管理運営上において、公園事務所が園内留め置き場所を使用する場合は当該場所を変更する場合がある。

（2）スタッフの取扱いについて

①入場証（使用者作成）の提示により、万博公園自然文化園中央口団体門（午前９時開門）より入園できる。

※使用者負担にて警備員を配置し、自然文化園中央口団体門の開門時間を早めることができる。なお、警備に要した費用は、公園事務所より使用者あてに請求するものとする。

※自然文化園の開園時間中（午前９時30分から午後５時）は、各ゲートより入場ができる。

②スタッフの入園料は免除とする。使用者で入場証（イベント名・スタッフ氏名・入場日を記載）を作成し、見本10部と全員の氏名リストを当該使用施設の受付等業務の受託者等に提出すること。

（3）本番に関することについて

①イベント実施経費

イベント開催に付随した設営・本番・撤去、広報、各種保険加入、会場運営、園内清掃、雑踏警備、万博公園内進入車両門の時間延長などに係る一切の経費は使用者にて負担すること。ただし、公園事務所が許可した自然文化園の開園時間延長に掛かる経費（公園ゲート収納員及び警備員の経費）は公園事務所が負担する。

②関係官庁への事前届出

吹田警察署（警備課）、吹田北消防署にイベント概要・安全管理・危機管理等の提出を行うこと。また、飲食の一次加工を要するための仮設建築物を設営する場合は、吹田市都市整備部開発審査室に事前協議（本番日より６か月前）を行うこと。

さらに会場利用について必要な届出等の手続きは、すべて使用者が行うこと。

○吹田北消防署　　　　　　　　　tel.06‐6872‐0766

○吹田警察署（警備課）　　　　　tel.06‐6385‐1234

○吹田保健所　　　　　　　　　　tel.06‐6339‐2225

○吹田市役所（開発審査室）　　　tel.06‐6384‐1231

○日本音楽著作権協会大阪支部　　tel.06‐6244‐0351

③飲食出店

1）吹田北消防署に露店等の開設届出書を提出すること。また、飲食出店者に露店営業許可を取得させるなど『公園内における「食」の安全・安心なサービス提供への心得』を遵守させるとともに、『万博記念公園イベント開催時の飲食出店におけるチェックシート』を事前に公園事務所に提出すること。

2）飲食物売店から発生する雑排水は、グリストラップを設置し、処理水は公園事務所の指定する排水枡に流し込むこと。グリストラップを設置せずに雑排水を流した場合は清掃費用の負担などを求める場合がある。

3）露店出店における電気供給は、小型発電機（ガソリン）の使用は原則禁止とする。万博公園内キュービクルからの配線、または、大型発電機（軽油）からの電源供給とすること。

④芝生養生等

上の広場、下の広場、東の広場においては、芝生保護のため芝生地への車両の進入を原則禁止とする。ただし、やむを得ず作業車等を芝生地に進入するまたは留め置きする場合は、公園事務所の許可を得たうえで芝生保護マットを布設し、その上をコンパネ等で養生すること。

万一、芝生や施設に損傷を与えた場合は速やかに、使用者の責任の下で原状回復を行うこと。

※芝生地内の設営・荷運びのため公園事務所所有の芝生走行車１台を貸与することができる。希望者は、公園事務所指定の利用申込手続きを行うこと。なお、燃料（ガソリン）は使用者の負担とする。

※貸与した芝生保護マット、芝生走行車に損傷・破損があれば、使用者の責任の下、修繕もしくは新規購入すること。

（4）安全対策について

①専用使用施設にてイベントを開催するにあたり、気象変化について常に情報収集に努めること。落雷、暴風雨等、来園者にとって危険が予想される場合は、直ちに中断・中止の判断を行うこと。この措置により、入場者からの料金（会場内入場料・自然文化園入園料）払戻し等の異議が生じた場合、これに伴う一切の責任は使用者が負うものとする。

②雑踏・誘導警備については十分な計画を作成のうえ、適確な指示伝達を構築すること。

（5）ゴミ回収・会場内清掃について

①専用使用施設内のゴミ箱設置及びゴミ回収は、使用者が行うこと。ゴミ箱の規格は、ビニール袋が利用可能なものとし、表面に「もえるゴミ」、「もえないゴミ」、「カン」、「ビン」、「ペットボトル」を表示したうえで会場内に設置すること（特に飲食出店周辺部には数多く設置すること）。

②会場内のゴミ箱にたまったゴミは、定期的に回収し、来場者に不快の念を与えないように万全を期して作業にあたること。

③回収したゴミは分別を行い、その回収したゴミを集積する箱（以下「ゴミコンテナ」という。）に投入すること。ゴミ回収等にかかる費用（ゴミコンテナの設置料、投棄料など）は使用者負担とする。

（6）イベント告知サインについて

使用者が専用使用施設で開催するイベントの告知サイン・幟等の設置については、デザイン、表示内容、形状、数量、設置場所、設置期間などについて、事前に公園事務所と調整すること。

（7）迷子対応について

①イベント会場に迷子センターを設置し、万一迷子が発生（迷子探し・迷子預かり）した場合は会場内での放送を行うとともに、スタッフにて迅速な対応を行うこと。

また、子どもに迷子ワッペン等を携行させる運営にも積極的に取り組むこと。

②会場内で迷子の解決ができなかった場合は、直ちに公園事務所が発注している警備業務会社に連絡し、捜索範囲を拡大すること。また、同時に園内放送をかけ、来園者にも協力依頼を行うこと。

③迷子発生から１時間が経過した場合は、家族・同伴者から警察署に捜索願いの電話を行うこと。

（8）看護師配備について

イベント参加者が不慮の事故で怪我をした場合、または持病による身体疾病が発生した場合は適正かつ迅速な措置を行うため、使用者の手配により看護師１名以上を配備すること。

８．使用許可手続き

（1）使用者に決定した者は、平成30年３月28日（水）までに、大阪府日本万国博覧会記念公園条例及び同条例施行規則に定める、行為許可申請書（様式第１号）と公園施設使用許可申請書（様式第２号）を提出してください。

（2）申請書の提出後に公園事務所と詳細を協議して頂きます。この際、内容について変更を求める場合があります。

９．その他

○本件にかかる事務局（連絡先）

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所

営業推進課営業推進チーム（担当：青淵）

電話：06‐6877‐3339　／　FAX：06‐6877‐8459　／　E-mail：[info@expo70-park.jp](mailto:info@expo70-park.jp)

**様　式**

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

平成　　年　　月　　日

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所長　様

**平成30年度（下半期）における専用使用施設の優先使用**

**申　　込　　書**

|  |  |
| --- | --- |
| **応募者** | |
| 企業名等 | （マスメディアで　　ある　・　ない　） |
| 代表者役職・氏名 | ㊞ |
| 所在地 | 〒 |
| **連絡窓口** | |
| ふりがな |  |
| 氏　名 |  |
| 所　属（部署名） |  |
| 役　職 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号（代表・直通） |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |
| **企画提案等**　　※詳細は別添 | |
| イベント名 |  |
| 集客目標 | 人 |
| 過去2年間の万博公園の専用使用施設の使用実績 | ある（使用日　　　　　イベント名　　　　　　　　）・　ない |
| **使用希望日**（希望日は第２希望まで記入してください）  ※使用希望日は、本番・設営・撤去を含みます | |
| 第１希望日 |  |
| 第２希望日 |  |